

令和4年度 大分県認定林業事業体担当者会議

# 保安林内の伐採等について

令和4年6月14日  
森林保全課 林地保全班

竹田市荻町大字陽目（水源かん養保安林・保健保安林 兼種指定）

## 目 次

### 保安林の伐採等について

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 保安林制度        | ・・・ P 1 |
| 2. 保安林の行為の制限等   | ・・・ P 2 |
| 3. 保安林内における手続き等 | ・・・ P 3 |
| 4. 指定施業要件       | ・・・ P 5 |
| 5. 地区別、樹種別植栽本数表 | ・・・ P 9 |
| 6. 伐採許可がおりたら    | ・・・ P10 |
| 7. 森林内作業フロー図等   | ・・・ P11 |

# 保安林制度

保安林制度は、**明治31年1月1日付け第1次森林法施行により創立**され、同法に基づいて水源の涵養、災害の防備等の公共の目的を達成するために必要な森林を**農林水産大臣又は都道府県知事が指定**し、その森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、一定の伐採・転用規制等を課するものである。

## 保安林の指定

農林水産大臣又は都道府県知事は、**森林法第25条第1項第1号から第11号に掲げる目的を達成するために必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。**

※ 森林法第25条第1項で定める指定目的と保安林種

指定・解除の権限

保安林区分		権限	
民有林	1～4号	重要流域	農林水産大臣（直接執行事務）
		重要流域以外	都道府県知事（法定委託事務）
	4号以下	都道府県知事（自治事務）	
国有林		農林水産大臣（直接執行事務）	

目的	保安林種	
1号 水源の涵（かん）養	水源かん養保安林	
2号 土砂の流出の防備	土砂流出防備保安林	
3号 土砂の崩壊の防備	土砂崩壊防備保安林	
4号 飛砂の防備	飛砂防備保安林	
5号 風害 水害 潮害 干害 雪害 霧害	の防備	防風保安林
		水害防備保安林
		潮害防備保安林
		干害防備保安林
		防雪保安林
		防霧保安林
6号 雪崩又は落石の危険の防止	雪崩防止保安林 落石防止保安林	
7号 火災の防備	防火保安林	
8号 魚つき	魚つき保安林	
9号 航行の目的の保存	航行目標保安林	
10号 公衆の保健	保健保安林	
11号 名所又は旧跡の風致の保存	風致保安林	

1

## 保安林内における行為の制限

- 保安林に指定されると、優遇措置等を受けられる代わりに、各種の行為制限を受けることとなる。
- 立木の伐採及び伐採後の植栽指定は、保安林指定施業要件に定められている。

### 保安林台帳で確認

行為制限	優遇措置等
<p><b>1 立木の伐採</b></p> <p>保安林で立木を伐採する場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません（間伐および人工林の間伐については届出が必要です）。なお、この場合、指定施業要件（※）として定められている制限の範囲内の伐採であれば許可されることになっています。</p> <p><small>※森林水産大臣又は都道府県知事が保安林を指定する際に制限の内容を具体的に定めるものです（詳しくは11頁をご覧ください）。</small></p>	<p><b>1 伐採の制限に伴う損失についての補償が受けられます</b></p> <p>原伐または択伐の伐採制限が課せられる保安林については、立木資産の凍結に対する利子相当分の補償が受けられます。</p>
<p><b>2 土地の形質の変更など</b></p> <p>保安林内で畜畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、これらの行為が、保安林の働きに支障を及ぼさないと認められる場合には、許可されることになっています。</p>	<p><b>2 税金が非課税になったり減額されたりします</b></p> <p>固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の率に3～8割が控除されます。</p>
<p><b>3 植栽の義務</b></p> <p>立木を伐採したあと、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合には、伐採した跡地への植栽が義務づけられます。</p>	<p><b>3 特別の融資が受けられます</b></p> <p>一定の条件を満たしている場合には、伐採が制限される立木の維持に必要な資金を長期で低利に（株）日本政策金融公庫から借りることができます。条件等につきましては、お近くの公庫支店または取扱い金融機関にお問い合わせ下さい。</p>

## 保安林の確認

- 登記簿上の地目が「山林」等でも、保安林の場合がある。
- 森林所有者自身も保安林と知らない場合がある。
- ◎ **各振興局 農山（漁）村振興部 森林管理班に問合せ確認する。**

## 保安林内における手続き等

### 制限

- 許可を要する行為・・・都道府県知事の許可が必要
  - ・立木の伐採許可（森林法第34条第1項）
  - ・立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉もしくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更（森林法第34条第2項）
- 届出を要する行為
  - ・択伐（人工林）の届出等（森林法第34条の2第1項）
  - ・間伐の届出等（森林法第34条の3第1項）
- 植栽の義務
  - ・指定施業要件に定められた植栽の実施（森林法第34条の4）

### 監督処分

- 立木の違反伐採、土地の形質変更等の違反行為に対する監督処分（森林法第38条第1項・第2項・第3項）
  - ・都道府県知事は、無許可若しくは条件違反又は偽りその他不正な手段によって許可を受けて立木の伐採又は土地の形質変更等の行為をした者に対し、その中止を命じ、造林又は復旧に必要な行為を命ずることができる。
- 植栽の義務違反に対する監督処分（森林法第38条第4項）
  - ・都道府県知事は、森林所有者が、指定施業要件に定められた植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従って植栽をしていない場合は、指定施業要件に定められている樹種を同一の方法により植栽すべき旨を命ずることができる。

### 罰則

- 森林法第206条・・・3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。
  - ・森林法第34条第2項違反（無許可による土地の形質の変更）
- 森林法第207条・・・150万円以下の罰金に処する。
  - ・森林法第34条第1項違反（無許可による立木伐採）
  - ・森林法第34条第2項違反（無許可による立竹伐採、立木損傷等）
  - ・森林法第34条の4違反（植栽義務違反）
- 森林法第208条・・・100万円以下の罰金に処する。
  - ・森林法第34条の2第1項違反（無届けによる択伐）
  - ・森林法第34条の3第1項違反（無届けによる間伐）

3

### 土地の形質の変更行為の許可基準（抜粋）

#### ○ 点的、線的施設について作業許可で対応可能

##### 【森林の施業・管理に必要な施設】

- ・林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合
- ・森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が上記の林道に類するものを設置する場合（車道幅員4メートル以下）

##### 【その他】

- ・施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等）
- ・変更行為に係わる区域の面積が0.05ha未満で、切土又は盛土の高さが、おおむね1.5m未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）  
ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつ、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること
- ・一時的な変更行為であって、次の要件を満たす場合（ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く）
  - ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること
  - ② 変更行為の終了後には植栽され、確実に森林に復旧されるものであること
  - ③ 区域の面積が0.2haであること
  - ④ 土砂の流出又は崩壊の防止する措置が講じられるものであること

4

# 保安林指定施業要件

1

## 皆伐をする場合

保安林で皆伐をする場合は許可が必要です。

伐採方法が択伐または禁伐とされている保安林では皆伐できません。

### 皆伐する場合の基準

- 一定の区域ごとに1年間に伐採できる面積が決まっています（毎年4回公表されます）。
- 一カ所当たりの伐採面積の上限が保安林ごとに決まっています。
- 防風・防霧保安林では、20 m幅以上の帯状の林帯を残さなければなりません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。  
※標準伐期齢：各市町村の市町村森林整備計画に定められています。



- 伐採は、伐採年度内に限ることから、2月公表が4月から伐採できる許可となり、これから伐採年度が始まり12月公表は翌年3月末までに伐採搬出しなければならないこととなります。
- 大分県の標準伐期齢は、スギ35年、ヒノキ40年、クヌギ10年などとなっています。

5

2

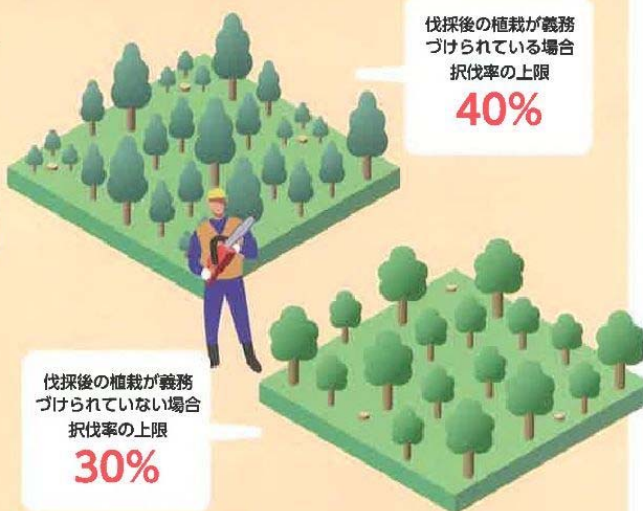
## 択伐（抜き伐り）をする場合

天然林の保安林で択伐をする場合は許可が、人工林の保安林で択伐をする場合は届出が必要です。

伐採方法が禁伐とされている保安林では択伐できません。

### 択伐する場合の基準

- 伐採後に植栽を行うことが義務づけられている場合、択伐率は40%（材積率）を上限として保安林ごとに決まっています（ただし、伐採後に標準伐期齢時点の蓄積の70%以上の森林蓄積が維持されること）。
- 伐採後の植栽が義務づけられていない場合、択伐率は30%を上限として保安林ごとに決まっています。
- 前回の伐採後の成長量以上の伐採はできません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。



※伐採方法が皆伐をすることが可能とされている保安林で、上記の限度を超える択伐をする場合は、皆伐として取り扱われます。

6

3

## 間伐をする場合

保安林で間伐をする場合は届出が必要です。

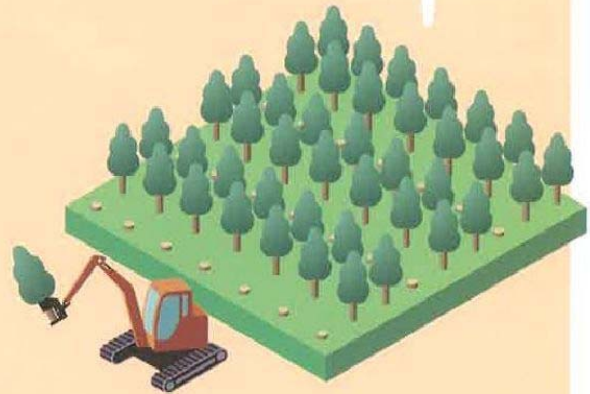
指定施業要件で間伐ができる旨の指定がされていない保安林では間伐できません。

間伐率の上限  
**35%**

### 間伐する場合の基準

- 間伐率は35%（材積率）を上限として保安林ごとに決まっています。
- 原則としておおむね5年後に樹冠疎密度が80%以上に回復することが確実な間伐率で間伐が可能です。
- 樹冠疎密度が80%に達していない森林では間伐できません。

※樹冠疎密度：樹木の林冠が地表を覆っている割合のこと。



7

4

## 伐採跡地への植栽

指定施業要件として伐採後の植栽が義務づけられている保安林では植栽しなければなりません。

### 伐採跡地への植栽の基準

- 満1年以上の苗を、おおむね、成長量に応じて保安林ごとに定められている1haあたりの本数以上、均等に植栽しなければなりません（的確な更新と認められる残存木の占有する区域を除いた面積によって算出します）。
- 択伐後の植栽本数は上記の本数に択伐率を乗じた本数です。
- 植栽木には、保安機能の維持または強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種が指定されています（木材利用目的以外の樹種も指定されます）。
- 伐採した翌年度の初日から起算して2年以内に植栽しなくてはなりません。

保安林ごとに定められる  
1haあたりの本数

保安林ごとに  
定められた樹種



※指定施業要件で皆伐をすることが可能とされている人工林で択伐を行う場合は、申請により伐採後5年を超えない範囲で植栽義務の猶予が認められる場合があります。

例 令和4年10月に伐採した場合、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに植栽を行う。  
（令和5年度から令和6年度の2年間）

8

地区別・樹種別植栽本数

【大分県：平成31年4月1日から】

振興局名	市町村名	スギ			ヒノキ			マツ			クヌギ			その他広葉樹		
		標準伐期齢 における 収穫量	伐期総平均 生長量 (V)	植栽 本数	標準伐期齢 における 収穫量	伐期総平均 生長量 (V)	植栽 本数	標準伐期齢 における 収穫量	伐期総平均 生長量 (V)	植栽 本数	標準伐期齢 における 収穫量	伐期総平均 生長量 (V)	植栽 本数	標準伐期齢 における 収穫量	伐期総平均 生長量 (V)	植栽 本数
東部振興局	国東市	465 m <sup>3</sup>	13	1,600	364 m <sup>3</sup>	9	2,100	284 m <sup>3</sup>	8	2,200	41 m <sup>3</sup>	4	3,000	51 m <sup>3</sup>	3	3,000
	姫島村															
	杵築市															
	日出町															
中部振興局	別府市	465 m <sup>3</sup>	13	1,600	364 m <sup>3</sup>	9	2,100	284 m <sup>3</sup>	8	2,200	41 m <sup>3</sup>	4	3,000	51 m <sup>3</sup>	3	3,000
	大分市															
	由布市															
	臼杵市															
南部振興局	津久見市	515 m <sup>3</sup>	15	1,500	364 m <sup>3</sup>	9	2,100	254 m <sup>3</sup>	7	2,400	36 m <sup>3</sup>	4	3,000	61 m <sup>3</sup>	4	3,000
	佐伯市															
豊肥振興局	豊後大野市	491 m <sup>3</sup>	14	1,600	364 m <sup>3</sup>	9	2,100	198 m <sup>3</sup>	6	2,700	28 m <sup>3</sup>	3	3,000	46 m <sup>3</sup>	3	3,000
	竹田市															
西部振興局	九重町	515 m <sup>3</sup>	15	1,500	364 m <sup>3</sup>	9	2,100	260 m <sup>3</sup>	7	2,400	44 m <sup>3</sup>	4	3,000	61 m <sup>3</sup>	4	3,000
	玖珠町															
	日田市															
北部振興局	中津市	515 m <sup>3</sup>	15	1,500	364 m <sup>3</sup>	9	2,100	216 m <sup>3</sup>	6	2,700	43 m <sup>3</sup>	4	3,000	67 m <sup>3</sup>	4	3,000
	宇佐市															
	豊後高田市															

- 注1. 標準伐期齢における収穫量は、大分県簡易収穫表平成31年度改訂版（林務管理課）より引用  
 注2. 標準伐期齢は、スギ：35年、ヒノキ：40年、マツ：35年、クヌギ10年、その他広葉樹15年とする  
 注3. 伐期総平均生長量 (V)＝標準伐期齢に達しているものとして算出された立木の材積÷標準伐期齢  
 注4. その他広葉樹は、ケヤキ等の高木性広葉樹とする

保安林内の伐採が許可されたら

○保安林内の立木伐採許可がおりた場合

「決定通知書」と「伐採許可旗」が交付され、申請者は、伐採に先立ち、許可旗に許可番号と申請者名を記入し、現地に掲げなければならない。

○伐採完了後または植栽完了後

完了後は、それぞれ届出書を提出し、併せて許可旗も返納する。

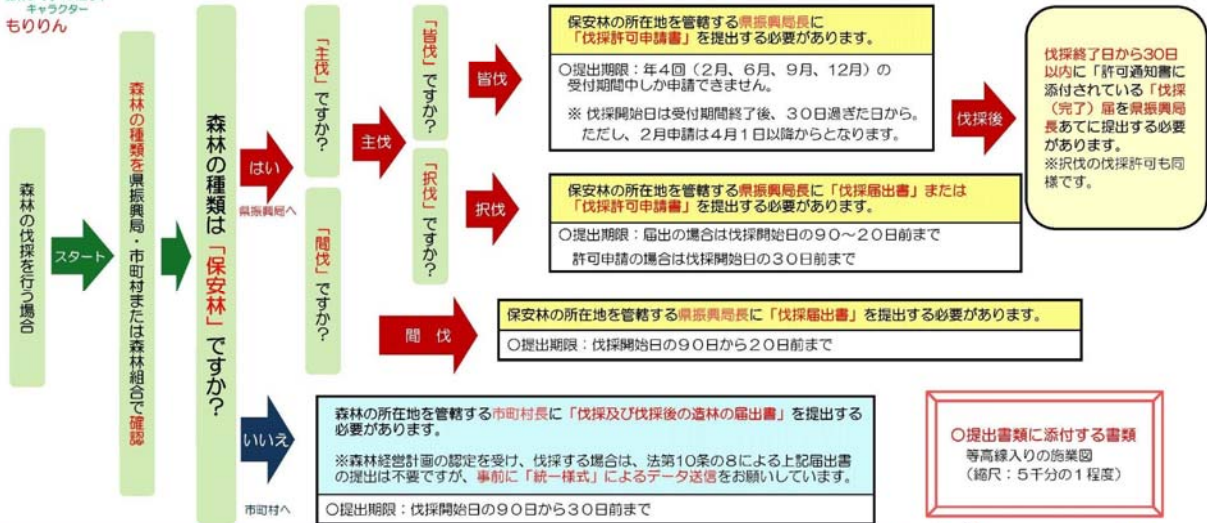




森林づくりマスコット  
キャラクター  
もりりん

森林の種類によって手続きが違います。  
伐採する前に必ず県振興局・市町村ま  
たは森林組合で確認してください。

# 森林の伐採には 事前に許可や届出が必要です。



- ・保安林の開発や作業道開設等を行う場合、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。
- ・普通林（保安林以外の森林）を1ha以上開発する場合も、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。
- ・森林経営計画の認定を受け伐採した全ての森林は、事後に別途「森林経営計画に係る伐採等の届出書」の提出が必要です。
- ・詳しいことは、県振興局等にお問い合わせ頂くか、大分県庁の林務管理課のホームページをご覧ください。



※ 平成25年9月より、伐採許可及び届出の事務の簡素化、効率化を図るため、大分県内で共通して利用できる「統一様式」の運用を開始しました。

## 《問い合わせ先》

【県機関】	農林水産部	林務管理課森林・林業企画班	☎ 097-506-3816
		森林保全課林地保全班	☎ 097-506-3867
	各振興局	農山（漁）村振興部 森林管理班	
	・ 東部振興局 (管轄市町村：別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町)		☎ 0978-72-0156
	・ 中部振興局 (管轄市町村：大分市、臼杵市、津久見市、由布市)		☎ 097-506-5749
	・ 南部振興局 (管轄市町村：佐伯市)		☎ 0972-22-0393
	・ 豊後振興局 (管轄市町村：竹田市、豊後大野市)		☎ 0974-63-1174
	・ 西部振興局 (管轄市町村：日田市、九重町、玖珠町)		☎ 0973-22-2585
	・ 北部振興局 (管轄市町村：中津市、豊後高田市、宇佐市)		☎ 0978-32-0622
	【市町村】	大分市	林業水産課
別府市		農林水産課	☎ 0977-21-1133
中津市		林業水産課	☎ 0979-62-9050
日田市		林業振興課	☎ 0973-22-8212
佐伯市		林業課	☎ 0972-22-4214
臼杵市		農林振興課	☎ 0974-32-2413
津久見市		農林水産課	☎ 0972-82-9514
竹田市		農政課	☎ 0974-63-4805
豊後高田市		耕地林業課	☎ 0978-25-6242
杵築市		農林水産課	☎ 0978-62-1809
宇佐市		林業水産課	☎ 0978-27-8163
豊後大野市		農林整備課	☎ 0974-22-1001(代表)
由布市		農林整備課	☎ 097-529-7347
国東市		林業水産課	☎ 0978-72-5198
東国東郡姫島村		企画振興課	☎ 0978-87-2282
速見郡日出町		農林水産課	☎ 0977-73-3127
玖珠郡九重町		農林課	☎ 0973-76-3804
玖珠郡玖珠町	農林課	☎ 0973-72-7164	
【森林組合】	西高森林組合		☎ 0978-22-2355
	国東森林組合		☎ 0978-72-3755
	別件速見森林組合		☎ 0977-75-0286
	おおいた森林組合		☎ 097-582-0900
	臼津岡森林組合		☎ 0972-62-3027
	佐伯広域森林組合		☎ 0972-54-3326
	大野郡森林組合		☎ 0974-22-1243
	竹田市森林組合		☎ 0974-62-2833
	玖珠郡森林組合		☎ 0973-72-2344
	日田市森林組合		☎ 0973-23-5168
	日田郡森林組合		☎ 0973-26-7878
	山国川流域森林組合		☎ 0979-62-3087
	宇佐地区森林組合		☎ 0978-44-0200